



市の基本的な政策を策定するにあたり、その案を広く公表し、市民などの意見を伺ったり情報提出を受けたりしながら、市の考え方を公表し、意見を考慮して実施機関の意思決定を行うパブリックコメント制度。

今回、3つの政策に関する計画案がまとまりましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

なお、ご意見に対する個別の回答はしませんが、市の考えを整理し公表します。

●各計画を詳しく見るには

12月15日(木)～来年1月16日(月)(12月29日(木)～来年1月3日(火)を除く)午前8時30分～午後5時15分に市役所市政情報コーナー、各担当課、中央及び地区公民館または市ホームページをご覧ください。  
※市役所は、土・日曜日、祝日を除く。公民館は12月28日(木)、月曜日、来年1月10日(火)を除く。ただし1月9日(水)は開館。

●ご意見を提出するには

計画名、住所、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名)を明記のうえ、12月15日(木)～来年1月16日(月)に次のいずれかの方法で提出してください。意見を提出できるのは、市内に在住・在勤・在学する人、または事務所・事業所を有する個人・法人・団体などです。

提出方法	提出先
持参の場合	各担当課
郵送の場合	〒446-8501 安城市桜町18-23 安城市役所(担当)課
ファックスの場合	問い合わせ欄参照
Eメールの場合	問い合わせ欄参照

※電話による意見の提出は不可。

男女共同参画社会の実現  
～みんなが主役 ともに輝く未来を！～

健康で  
生きがい・ふれあい・安心を育むまち

市民とともに育むコンパクト・エコシティ・安城  
～誰もが暮らしやすい・暮らしたいと思える住まい・まちづくり～

## 第2次安城市 男女共同参画プラン(案)

計画期間：平成18～24年度

担当課・問い合わせ▶市民活動課  
ファクス<76>1112  
Eメール katsudo@city.anjo.aichi.jp

● 男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。



●計画の基本目標

- ①男女平等の意識づくり  
～わたしが気づけば明日が変わる～  
保育・教育、家庭、地域社会といった生活の場における男女平等の意識づくり。
- ②あらゆる場での共同参画  
～あなたとわたしでともにチャレンジ～  
地域生活や社会生活などのあらゆる場において、男女がともに参画できる環境づくり。
- ③男女の共生と自立・参画を進める環境の整備  
～一歩ふみだす勇気を応援します～  
男女が互いの人権を尊重するとともに互いの健康を気づかい、思いやりのこころを持ちながら、ともに助けあい、支えあう社会づくり。

## 第4次安城市 高齢者保健福祉計画(案)

計画期間：平成18～20年度

担当課・問い合わせ▶高齢福祉課  
ファクス<74>6789  
Eメール korei@city.anjo.aichi.jp

● 活力ある高齢社会の実現に向け、「生きがい」「ふれあい」「安心」をキーワードとし、住み慣れた地域で安心して暮らし、地域や近隣とのふれあいを深められるような地域社会をめざします。

●計画の基本目標

- ①支え合いによる福祉社会の形成  
福祉に関する意識啓発。地域住民の自主的な参加による支え合い活動の仕組みづくりを支援。
- ②健やかな生活の実現  
市民一人ひとりの健康に対する意識を高める環境づくり。
- ③生きがいある生活の支援  
多くの高齢者が住み慣れた地域で様々な分野で活躍できる場所及び機会の提供。

④自立した生活の支援

自立生活の維持、促進のためのサービスの提供。高齢者を介護している家族への経済的な支援や身体的・精神的支援。

⑤介護保険サービスの充実

サービスの種類と量を確保。介護保険サービス基盤の整備及び介護保険料を算定。

⑥安全・安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化など市民にとって快適で住みよい生活環境の整備。

⑦サービス提供体制の整備

気軽に相談できる体制づくりや、各種サービスの質の向上・情報提供の充実。

## 安城市 住宅マスタープラン(案)

計画期間：平成18～27年度

担当課・問い合わせ▶建築課  
ファクス<76>1112  
Eメール kenchiku@city.anjo.aichi.jp

● 高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい、日常生活圏がコンパクトにまとまった「まちづくり」と、社会生活に活力と安定をもたらす市民個々の豊かな「住まい」づくりをめざします。

●計画の基本目標

- ①誰もが安全・安心・快適に暮らせる住まい・まちづくり  
災害や犯罪に対応し安全な暮らしを支えるとともに人や自然にやさしい、快適な住宅・住環境の整備。住まい・まちを地域で支える豊かなコミュニティづくり。
- ②需給バランスを踏まえた計画的な住まい・まちづくり

今後増加する高齢者世帯に対応し、今後の需要予測を踏まえた住宅・宅地の供給。また、家族形態の変化などに応じた住宅改善・住み替えなど。

③日常生活圏がコンパクトにまとまった暮らしやすいまちづくり

鉄道駅を中心に歩いて暮らせるまちづくりや集落において地域住民が暮らし続けることのできるまちづくり。

一般住宅地における居住環境の向上と周辺自然環境の保全。

